

「在宅医療・介護連携」に関する相談と回答

R8-No.1

第1回協議会報告分（令和8年4月～令和8年5月）

番号	相談種別	相談者	相談内容	回答内容
08001	医療機関との連携	包括支援センター	診療報酬の「地域包括診療加算」の施設基準に地域ケア会議に出席の要件があるが、包括から案内(R8.4.8医師会員メール送信済み)があった自立支援型地域ケア会議への参加がこの要件に該当するか？(診療所より包括に問い合わせ有り)	厚生労働省の「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取り扱いについて」(R6.3.5及びR8.3.5)通知による、「地域包括支援センターの設置運営について」(平成18年10月18日付老計発1018001号・老振発1018001号・老老発1018001号厚生労働省老健局計画課長・振興課長・老人保健課長通知)に規定する地域ケア会議であれば、該当。 届出書添付書類に参加が確認できる資料の写しを添付する必要があるため、地域包括支援センターの参加証明書、会議の議事録(参加医師の氏名が明記されているもの)等の発行が必要では。 ※追記6/3: 中四国厚生局見解、医師会あての通知文でよい(個別機関名なしでもOK)。鳥取市中央包括支援センター問い合わせ。
08002	医療機関との連携 行政内連携	保健所	独居高齢者等の飼っているペットについて、入院時に困ったケースがどのくらいあるか知りたい。 お話が聞ける機会がないか？	東部の一般病院(10病院)の地域連携室による「東部地域医療連携協議会」が年3回開催されている。 どうぶざいたくと、鳥取市長寿社会課も参加しているので、市長寿社会課からの行政案件として議題提出してはどうか。 ※R8.5.20開催の第57回東部地域医療連携協議会にて議題提出、各病院よりご意見をいただきました。